

## 災害救助法適用地域の特別お取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取扱をさせていただきます。

## 記

## 1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6ヶ月まで延長させていただきます。

## 2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払について

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱をさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（厚生労働省発表）とお手続きに関するお問い合わせ窓口

災害救助法 適用市町村	法適用日	適用事由	お問い合わせ窓口 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く)
【新潟県】 妙高市 (みょうこうし)	平成25年2月25日	連日の降雪	お客さまセンター 0120-259-817 新潟支社 025-222-4166
【新潟県】 長岡市 (ながおかし) 柏崎市 (かしわざきし) 小千谷市 (おちやし) 十日町市 (とおかまちし) 上越市 (じょうえつし) 魚沼市 (うおぬまし) 南魚沼市 (みなみうおぬまし) 阿賀町 (あがまち)	平成25年2月22日	連日の降雪	お客さまセンター 0120-259-817 新潟支社 025-222-4166

以上